

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例(昭和 36 年御杖村条例第 150 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 項を削る。

第 2 条第 1 項第 1 号中「事務所」を「場所を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所」に改め、同項第 2 号中「届出はしないが」を「婚姻の届出をしていないが、」に改め、「事情にある者を含む。」の次に「以下同じ。」を加え、同項に次の 1 号を加える。

- (3) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 6 条の 4 第 1 項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、村と旅行役務提供契約（旅行者等が村に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、村が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第 7 項において同じ。）を締結したものをいう。

第 2 条第 2 項を削る。

第 3 条第 2 項各号列記以外の部分中「職員」の次に「又はその遺族」を加え、「一に」を「いずれかに」に、「かかげる者」を「掲げる者」に改め、同項第 1 号中「なつた」を「なった」に、「場合は」を「場合を」に改め、同条第 3 項中「第 16 条各号若しくは第 29 条第 1 項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる理由」を「第 28 条第 4 項又は第 29 条の規定」に、「なつた」を「なった」に改め、同条第 5 項中「その出発前に」を削り、「を変更(取消を含む。以下同じ。)され」を「の変更(取消しを含む。以下同じ。)を受け」に、「においてその」を「その他規則で定める場合には、当該」に改め、「があるときは、その金額」を削り、「なつた金額」を「なる金額又は支出を要する金額」に、「村長が定める基準による」を「規則で定める」に改め、同条第 6 項中「交通機関等の事故」を「天災その他規則で定める事情」に、「なかつた」を「なかった」に、「場合においてそのことが故意又は過失によるものでないと証明されたときは」を「場合には」に、「村長が定める基準による」を「規則で定める」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 7 第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項に規定する場合において、村が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項及び第2項中「よつて」を「よって」に改め、同条第3項中「旅行命令等を変更する」を「旅行命令等の変更をする」に、「基きこれを変更する」を「基づき、その変更をする」に改め、同条第5項中「村長が」を「規則で」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項本文中「これを変更する」を「その変更をする」に、「旅行命令簿」を「旅行命令簿等」に、「当該旅行に関し必要な」を「規則で定める」に、「これを当該」を「当該事項を当該」に、「提示し」を「通知し」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載をするいとまがない場合には、この限りでない。

第4条第4項の次に次の1項を加える。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載をしなければならない。

第5条の見出し中「旅行命令簿等」を「旅行命令等」に改め、同条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に、「従つて」を「従って」に改め、同条第2項中「すみやかに」を「、できるだけ速やかに」に改め、同条第3項中「認められなかつた」を「認められなかつた」に、「従つた」を「従った」に、「うける」を「受ける」に改める。

第6条第1項中「、車賃」を「、その他交通費」に改め、「宿泊料」の次に「及び包括宿泊費」を加え、同条第5項及び第6項を次のように改める。

5 その他交通費は、陸路(鉄道を除く。)旅行について、実費額により支給する。

6 宿泊料は、第13条の額を上限とした実費により支給する。

第6条に次の1項を加える。

7 包括宿泊費は、第14条に規定する合計額により支給する。

第7条本文中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条に規定する旅費の種類及び第9条から第14条までに規定する旅費の内容に基づき」を加え、同条ただし書中「又は方法によつて」を「又は方法により」に、「よつた」を「よつた」に、「及び方法によつて」を「及び方法によって」に改める。

第8条及び第9条を削る。

第10条第1項中「受けようとする者」を「受けようとする旅行者」に、「受けた者」を「受けた旅行者」に、「精算をしようとする者」を「精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提

供者」に、「事項を記入し、又は必要に応じて所定の書類を添付して」を「書類を添えてこれを」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうち、その書類を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

第10条第2項中「者」を「旅行者」に改め、同条第4項中「及び様式」を削り、「村長が」を「規則で」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「あつた」を「あった」に改め、同項の次に次の1項を加え、同条を第8条とする。

4 支払担当者は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支払担当者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

第11条を次のように改める。

(鉄道賃)

第11条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道をいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

第11条を第9条とする。

第12条を次のように改める。

(船賃)

第12条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶をいう。以下同じ。）を利用す

る移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 前各号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

第12条を第10条とする。

第13条を次のように改める。

(航空賃)

- 第13条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

第13条を第11条とする。

第14条を次のように改める。

(その他の交通費)

- 第14条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

第14条を第12条とする。

第15条を次のように改める。

(宿泊料)

第15条 宿泊料は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、別表に定める額を上限として支給する。ただし、当該宿泊に係る特別な事情があるとして村長が定める場合は、同条の額を超えて当該宿泊に要する費用の額を支給する。

第15条を第13条とする。

第16条を次のように改める。

(包括宿泊費)

第16条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額及び第13条に規定する宿泊料の合計額とする。

第16条を第14条とする。

第17条を削る。

第18条中「なつた」を「なつた」に改め、同条を第15条とし、同条の次に次の1条を加える。

(旅費の支給額の上限)

第16条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊料及び包括宿泊費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第13条及び第14条並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第19条第1項を削り、同条第2項中「、前項に掲げる場合のほか」を削り、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とし、同条を第17条とする。

第20条中「若しくは第68条」を「又は第64条」に改め、同条を第18条とし、同条の次に次の1条を加える。

(旅費の返納)

第 19 条 支出担当者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出担当者は、前項に規定する返納に代えて、当該支出担当者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

第 21 条を第 20 条とする。

第 22 条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「村長が定める」を「規則で定める」に改め、同条を第 21 条とする。

別表中

「

| | |
|-------------|----------|
| 宿泊料(1 夜につき) | 10,000 円 |
|-------------|----------|

」

を

「

| | |
|----------------|----------|
| 宿泊料上限額(1 夜につき) | 14,800 円 |
|----------------|----------|

」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の職員の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第 2 条第 1 号に規定する旅行命令権者が新条例第 4 条第 1 項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に改正前の職員の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第 4 条第 1 項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第 4 条第 1 項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以降に新条例第 2 条第 1 号に規定する旅行命令権者が新条例第 4 条第 3 項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新法の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以降の期

間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

- 3 新条例第3条第2項の規定は、施行日以降退職等となった場合、又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 4 新条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
- 5 新条例第19条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。
(その他経過措置の規則への委任)
- 6 第2項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。